

令和8年 月 日

宿泊税導入に関する提言書(案)

湯沢町長 田村 正幸 様

湯沢町宿泊税導入検討委員会
委員長 梅川 智也

新潟県の最南端部に位置する湯沢町は、魚野川や清津川などの清流が北流し、谷川岳や苗場山などの雄大な山々に囲まれた、四季が織りなす美しい自然が豊かな町です。上越新幹線や関越自動車道など高速交通環境にも恵まれていることから、毎年多くの方々が観光に訪れています。

しかし、これからも長きにわたりより豊かで充実した観光の町を作り上げていくためには、持続的・安定的な自主財源を確保していく必要があります。

そこで、本検討委員会では、これからの湯沢町の「観光財源」として、法定外目的税である宿泊税について協議を行いました。その結果、湯沢町において観光・宿泊の体験価値を持続的に提供し、観光まちづくりを推進するためには、適切な使途を定め、湯沢町にふさわしい税制度により宿泊税を導入することが必要であることから、下記の通り提言します。

記

1. 宿泊税の使途について

宿泊税は、以下の5つの視点に合致する事業に充当することを提言する。

① 公益性の視点

事業による効果や恩恵が、特定の事業者や地域に過度に偏らず、地域全体に波及するものであること

② 計画性の視点

湯沢町の観光まちづくりの基本的な考え方や方向性を示す「湯沢町観光振興計画」に則った計画性のある事業であること

③ 納税者の視点

受益と負担の関係に配慮し、観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

④ 地域の住民・事業者の視点

持続可能な観光まちづくりを支える地域住民の生活環境や、観光事業者の事業継続・発展に資するものであること

⑤ 成長の視点

将来にわたって選ばれ続ける観光地であるための質の向上、そして成長に資するものであること

2. 宿泊税の制度概要について

本委員会での議論の結果、以下の通り税制概要を提言する。

項目	湯沢町における制度
(1) 課税客体	湯沢町内に所在する以下の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
(2) 課税標準	上記施設における宿泊料金のうち、素泊まり料金相当額
(3) 納税義務者	上記施設における宿泊者
(4) 徴収方法	特別徴収
(5) 特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、宿泊税の徴収について便宜を有する者
(6) 税額・税率	定率制 税率3% ・ 課税標準額から千円未満を切り捨てた額に、上記税率を乗じた額を税額とする
(7) 課税免除	(1) 小学生以下の者 (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に定める学校のうち中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が教育活動の一環として実施する修学旅行その他の学校行事に参加し、宿泊する者 (3) 災害被災者及び災害復興支援活動等に参加した者で、町長が認める者 (4) 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊する場合
(8) 免税点	設けない
(9) 特別徴収義務者交付金	納付額の 2.5%を基本とし、導入後 3 年間は 3.0%とする。電子申告を行う場合は、さらに 0.5%を加算する。
(10) 特別徴収義務者の負担軽減	税導入に伴う既存システムの改修又は新規導入に要する費用について、必要な支援を行う ・ 税導入の趣旨等を説明するリーフレット等の配布 一定の要件を満たす特別徴収義務者については、申告納入を 3 か月に 1 回とする特例を設ける
(11) 罰則規定	・ 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・ 帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・ 納税管理人に係る不申告に関する過料
(12) 財源管理	湯沢町宿泊税基金を設置し管理する ⇒ 宿泊税収は基金により一般財源と区分して管理し、用途及び効果を毎年度公表する

3.その他留意事項

宿泊税の導入にあたっては、以下の事項に留意し、特別徴収義務者となる宿泊事業者及び納税者となる宿泊者に十分に理解・納得していただけるよう、継続的に取り組みを行うこと。

①宿泊税活用会議による使途の選定

宿泊税の使途については、宿泊税活用会議を設置し、予算編成前の使途案の確認、事業実施後の効果検証、改善提案を行うことにより、透明性及び説明責任を確保すること。

②宿泊税制度の継続的な見直し

宿泊税制度は、導入後も引き続き検証を行い、幅広い関係者の意見を踏まえ継続的に見直しを行うこと

③宿泊行為以外の課税についての継続的な検討

湯沢町の実情を踏まえ、広く納得感を得られる観光自主財源について、継続的に検討していくこと

④入湯税の使途に関する見直し

宿泊税導入後、一定期間内に入湯税の使途、充当方法、特別徴収義務者の負担、宿泊税との関係について検証を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

⑤新潟県との緊密な連携及び調整

新潟県が宿泊税等の観光財源を検討する場合には、湯沢町の宿泊税制度との二重負担感、徴収実務、税率・税額、使途の重複を十分に調整するよう、町として県に対して強く働きかけること。

⑥特別徴収義務者への実務支援

制度開始前後には、宿泊事業者向け説明会、個別相談窓口、FAQ、外国語対応資料等を整備し、徴収実務の混乱を最小限に抑えること。

以上